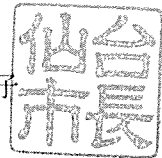


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年3月19日仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第16条第1項の規定により開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和4年11月9日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

住所 仙台市宮城野区宮千代1丁目10-12

氏名 株式会社サンテック 東北支社 執行役員東北地区担当 松本 薫

名称 上愛子字大道仮設現場事務所資材置場設置事業

種別 工作物の新築

目的 東北電力ネットワーク㈱発注による架空送電線の建設に伴い、現場事務所、寄宿舍、倉庫を建築し、資材置場を設置して工事管理を行うため。

内容 現況が平坦な宅地及び雑種地である区域内において、面積約8,893.0㎡の土地に仮設建築物9棟、建築面積合計1,400.97㎡を設置し、送電線建設工事の管理を行う。また、開発事業の実施に際し、造成行為（切土・盛土）は行わない。

尚、工事終了後、建築物および資材置場を撤去し、原型復旧して土地を返地する。

位置 仙台市青葉区上愛子字大道10-1, 12-1, 12-2, 20-7, 20-9, 20-22 地内

面積 8,893.0㎡

2 意見の内容

当該開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第8条第1項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

よって、条例第17条第1項に規定する書面の提出を要しない。